

●香川県選挙管理委員会告示第25号

平成19年4月8日執行の香川県議会議員選挙における丸亀市選挙区、善通寺市選挙区、観音寺市選挙区、さぬき市選挙区、東かがわ市選挙区、三豊市選挙区、木田郡選挙区、綾歌郡選挙区及び仲多度郡第二選挙区に係る開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、それぞれ当該選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成19年3月30日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦